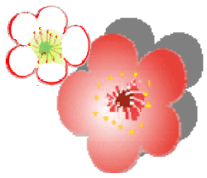
京都精神保健福祉士協会

きょうと通信　NO. ７０



２００９年３月発行

事務局：財団法人　長岡記念財団内
〒617-0843　京都府長岡京市友岡４丁目 18 の１
TEL　075-951-9201（代）
FAX　075-954-1210（代）
e-mail　office@kyo-psw.org
HP　http://www.kyo-psw.org/

【2009 年度総会及び記念講演会のご案内】

（記念講演は日本精神保健福祉士協会京都府支部との共催となります）

日　　時：2009年6月7日（日）
会　　場：みやこめっせ（京都市左京区岡崎成勝寺町9－1　TEL：075-762-2630）
　　HP：http://www.miyakomesse.jp/
プログラム：午前　総会
　　午後　記念講演

テーマ　：「精神保健福祉士の専門性（仮）」
　　精神保健福祉士法改正が行われる今あらためて私たちが大切にしている視点や価値を考える機会にしたいと思います。

講　　師：田村　綾子氏
　　（日立製作所神奈川工場健康管理センター精神保健福祉士・
　　文京学院大学・聖学院大学・桜美林大学非常勤講師・
　　日本精神保健福祉士協会常任理事）

※第９回総会および記念講演会の開催案内、総会議案書などは、総会の２週間前までに郵送でお届いたします。

【10 月例会報告】

日　時：2008 年 10 月 4 日（土）14：00～17：00
会　場：京都府職員福利厚生センター　第１会議室
テーマ：『地域で障害をもつ人の働き方を支援～ＷＳＢ研究会の活動から～』
講　師：丹羽　國子　氏
（　佛教大学社会福祉学部教授　ワークステーション佛大＜WSB＞
研究会　ボランティア活動団体クニハウス・ハルハウス代表　）
参加者：18 名

10 月例会では、丹羽國子氏を講師に迎えて、新たな形態の就労支援システムを紹介していただくとともに「自立とは」「自律とは」「支援とは」改めて何であるのかを学びました。

まず講義では、「精神保健福祉士であれば、『保健』という視点をもっと生かして仕事をするべきであり、不健康な生活を送っていては、支援者として説得力がない」と厳しい指摘のあと、当事者のセルフケア向上や生活習慣の改善を重視しつつ実施してきたさまざまな活動の紹介がありました。

WSB 研究会活動は、2003 年 6 月より開始され、京都精神保健福祉施設協議会との協働のもと、北野商店街振興会・上京区・学生ボランティア間で連携し、施設協利用者の就労支援を行っているものです。

また、当事者がほっとできる場所としてハルハウス（京都）・クニハウス（名古屋）を設立しました。ここでは退院や一人暮らしを予定している当事者が調理や買い物、コミュニケーション等日常生活機能の自立の体験をとおして生活の自律を目指せるように支援しています。

精神障害者が、「患者」としてではなく「一市民」として生活していけるよう、精神保健福祉士は自らの専門性にこだわっていってもらいたいというメッセージを受け、グループワークでは「当事者の健康を促進する役割を持っているという自覚に気づくことができた」等の意見が聞かれました。

今回の例会では、精神保健福祉士として考えさせられることが多くありました。そして、わたしたちが大切にしていかなければならないことについて多くの学びがありました。これらのことを課題としてさらに学びを深めていきたいと思います。

（報告 10 月例会担当委員）

【2 月例会報告】

日　時　：2009 年 1 月 31 日（土）　14:00～17:00
会　場　：京都府職員福利厚生センター　第 1 研修室
テーマ　：何度でも学びましょう！「医療観察法」
講　師　：大杉　光子氏（こもれび法律事務所　弁護士）
参加者　：30 名（会員 27 名　非会員３名）

今回の例会では、弁護士の大杉光子さんをお招きしました。予想外に多くの会員、特に若い方々にお集まりいただきました。

当日はまず、医療観察法学習会のメンバーが精神保健福祉士の観点から作成したパワーポイントに沿って、大杉さんに観察法の流れを説明していただきました。そして、パワーポイントに盛り込めなかった免罪の可能性を中心に学習会メンバーの上田さんと大杉さんのトークセッション、つぎに例会参加者によるグループワークを行ないました。グループワークでは、活発なディスカッションがもたれて、最後に、大杉さんにグループからの報告や質問を受けていただきました。

学習会のメンバーが、「この法律が身近に感じられるように」、「基本的な流れが理解できるように」という意図から「あなたの担当する A さんが観察法の対象となる行為をしてしまったら･･･」という設定をし、警察、検察、地方裁判所、鑑定入院、審判、指定入院医療機関、といった法の流れのなかで、私たちが A さんに対して何が出来るのかについて大杉さんに説明をしていただいたため、たいへん充実した時間を過ごすことが出来ました。参加者の方々にはたくさんのお土産をお持ち帰りいただけたことが、例会後のアンケートからうかがえました。また、私たち学習会メンバーの趣旨にご賛同いただき準備段階からご協力くださった大杉弁護士との時間、そして会員の皆さんと充実した例会の場から、私たちはともに学ぶ経験や、分かち合う楽しみや、やりがいといった学習会活動の醍醐味のようなものを実感させてもらいました。今後も学習会では、今回の経験を大切に、また活動力に、取り組みを行っていきます。

グループディスカッションやアンケートから、たくさんのご意見などをいただきました、今回はその一部を大杉さんにお答えいただき、また、アンケートの回答も一部紹介します。学習会ではいただいた疑問・質問について、機会をみてお答えすることを考えています。

◆ 講師によるＱ＆Ａ

大杉　光子弁護士（こもれび法律事務所）

Q．そもそもなぜ医療観察法ができたのか、何が足りなかったのか？

A．この法律は、池田小学校事件直後の「精神的に問題がある人が逮捕されてもまた社会に戻って、ああいうひどい事件を起こすことがかなり出てきている」という小泉首相の発言をきっかけとして急遽作られました。しかし、みなさんおわかりの通り、この小泉発言は事実認識自体が誤っています。

他方、それ以外の背景として、1 人の精神保健指定医が退院を決める措置入院制度では早すぎる退院を生むから良くないという意見や入院中の患者が外出中に事件を起こした場合に病院が損害賠償責任を負うという判決（を受けて「危ない」患者は受け入れたくないという民間病院の意見）もありました。ただし、１人の指定医が決めるから退院は早すぎるという根拠は不明ですし、遅すぎる退院という問題もあります。入院中の患者の事件に関しては、医療観察法のような制度を作っても常にリスクは残るので解決にはなりません。結局、このような法律を作る必要はなかったと思います。

Q．弁護士は付くのか？要望しないと付かないのか？

A．当初の申立審判については、本人が自分で弁護士を頼むことができなければ、国選という形で国の費用で裁判所が必ず弁護士を付けてくれます。ただし、退院許可申立や処遇終了申立については、裁判所が必要だと判断したときにしか付けてくれないので、必ず弁護士を付けてくれるわけではありません。

Q．司法の関係者が SW や医療関係者の話を聞く姿勢があるか？PSW からの情報をどこまで審理

に反映させてもらえるのか。遠方に入院となった場合、処遇への働きかけなど、どこまで担当PSWが本人の力になれるのか。裁判官等かかわる方は、病気のことを理解しているのかどうか？

Ａ．話を聞く姿勢があるか、病気に理解があるかなどについては、人によるとしか言いようがありません。医療・福祉については素人ですから初めから理解のある人はいませんし、医療関係者と同じレベルの医学的な理解は難しいと思いますが、人間としてのしんどさや生きづらさを理解しようとか話を聞いてみようという姿勢のある人は、司法関係者の中にも、多くはありませんが、いると思います。ただ、精神障害者の中でも事件を起こした人にばかり接しているという点は、事件を起こしていない状態も含めた精神障害全般への理解や共感を持ちにくい要素かもしれません。また、警察官なり検察官なり、それぞれの求められている役割からの限界（傾向）はあると思います。審判や処遇への関与については、ケースバイケースとしか言いようがありませんが、やってみなければ始まりません。本人、家族、付添人、社会復帰調整官、指定入院医療機関のPSWなどを通じて働きかけることになると思うので、PSW の方自身の働きかけと働きかけられる人々のとらえ方や熱心さによって変わってくると思います。

◆　**アンケート回答から**（紙面の都合により改変させていただきました。ご了承ください。）

□　**理解できたこと、印象に残ったことを教えてください。**

・この法律ではなく、手厚い医療・処遇は、本来、日常でしていかなければならないかかわりであるはずだという大杉さんの言葉。
・法の流れや問題点がよく分かった。スライドを使いながらの大杉さんのお話が分かりやすかった。上田さんとのＱ＆Ａで理解がより深まった。
・検察官の立場や安易な決定で人生が決して良い形には変えられていない現状、この法があることで変な流れや偏見、誤った入院などが生まれていることを、医療・福祉分野以外の人に伝えていく必要がある。
・PSWとして大切な視点について考えさせられた。
・遠い問題のように感じていたが、身近にいる人（クライエントなど）にも起こりうることとして考えることができた。イメージを持てた。問題意識を持つことができた。
・知ろうとしていなかった、考えようとしていなかった今までの自分に気づかされた。
・逮捕・拘留された人やこの法律にのせられた人に対しても、PSWとして関わることができる、自分にできることがあるということを再確認できた。
・大杉さんが「この法律は必要ないと思う」と明言されたことが印象に残った。
・この法があろうとなかろうと、精神医療・精神保健福祉の現状（現場）のなかで取り組まなければならない課題の再確認。なにができるのか、どう動けるのか考えていきたい。
・今まで医療が考えてきたこと、してきたことをもっと訴えていく必要があると思った。
・この法律に多額の予算を割いても、次のステップである地域での生活を見据えて配分しなければ意味がない。
・冤罪の可能性に対して、本人の人権を守れる法制度なのか。
・司法と精神医療・精神保健福祉とのあり方は、もっと論議がなされなるべき。そうしないと、多くの人の人生が振り回されてしまう。
・知らないことをたくさん教えてもらった。当番弁護士のこととか･･･。
・専門職というより１人の社会人として考える時間を持てた。

・驚くような事件が多い中で、感情レベルの問題（恐怖心など）はどうやったらぬぐえるのだろうか。

□　深めるために、さらに聞きたいことについて　教えてください

・基本的なこと、また弁護士以外の支援体制について、どう関わるのか。
・一般の精神科病院との具体的な治療内容の違い。
・通報による措置入院の流れなどの基本的なこと。
・法の対象になった人の経過（犯した事柄による違い）や、その後。
・指定入院医療機関からの退院や地域処遇について。
・退院後の受け皿作り、新たな支援体制作りが必要な部分、具体的な課題など。
・実例のシュミレーションをもとにPSWの立場（対象行為を犯す前の担当者も）から学ぶ。
・法が施行され具体的事例が積み重なり、問題がより明らかになっただろう、そのあたりのこと。
・特定病床の動き、問題点を詳しく。
・京都の実情。
・実際にかかわっているPSW（社会復帰調整官、参与員、医療機関などの）から、現状、問題点を具体的な事例を示しながら話してほしい。
・できてしまったこの法律を私たちはどうしたらよいのか？地域での一般精神医療と、福祉の充実に施策を転換させるにはどうしたらいいのか。各現場で医療と福祉を充実させていく努力。
・地域の作業所なりPSWとして、どこまでねじ込んで関わり、情報ネットワーク、人権を守るネットワークが可能か。
・PSWとしてこの法律にどう向き合うか、どう関わるか、どんなアクションをとるのか
・精神保健福祉士の立場を理解しつつわかりやすくメッセージしてくださる司法関係の方からの話。
・反対運動が起こっているけれど、誰がどのような動きをしているのか。
・治療反応性・疾病性にひっかかってこない発達障害や知的障害のケースについて。
・グループディスカッションで当事者の方を交えた話しができた、今後も機会があるとうれしい。

（報告　心神喪失者等医療観察法学習会）

【2月例会感想文】

財団法人　川越病院　片岡　亮介さん

「私がかかわっているＡさんが重大な犯罪を犯してしまったら」との仮定に基づき、制度の流れ等に関して、話を聞かせて頂く中で、医療観察法制度に付随する様々な問題点等を認識する事ができました。加えて、これらの問題は、単に医療観察法制度独自の問題では無いのでは？と感じました。

例えば、指定入院医療機関からの退院における受け皿不足等、社会復帰阻害要因です。私自身、ソーシャルワーカーとして１年目で、まだまだ経験も浅いのですが、精神障害当事者の方々と関わる中で、住まいや就労等の社会復帰阻害要因を考える場面があります。

今回、医療観察法制度の持つ問題認識を通し、ソーシャルワーカーとして当事者の方々の置かれている環境等の現状に、目を向ける重要性を再認識する事ができました。更に、当事者の

方々の利益を守る為にも、環境・制度等、変革していかなければならない重要性も強く感じました。今後も、様々な経験を積みながら学んで行きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

医療法人三幸会　第二北山病院
相談室　大道 裕奈さん

貴重なお話をありがとうございました。“医療観察法”というと、どこかで少し遠くのことのように感じている部分がありましたが、具体例を用いたお話を聞くと、とても身近なこと（自分の関わっている方がこの法律の対象となるかも知れない）なのだということを強く感じ、改めて医療観察法について考える大きなきっかけとなりました。

私が一番ひっかかったことは､治安的な観点が大きく含まれている法律であるということで、人権侵害につながるのではないかという心配です。再犯の危険性の予測を誰がどのようにして行うのかということ、その確実性についての疑問もそうですが、まずそれ以前に再犯の恐れというまだ起こっていない、未来の犯罪のためにその人のその時が奪われてしまうということをとても恐ろしく思いました。

しかし、すでに施行されてしまっている法律、今自分に何ができるだろうか、何かできるのではないか、きちんと向き合っていきたいと思います。

【リレー職場紹介】

舞鶴医療センター　デイケアセンター
金子　奈保美さん

はじめまして。舞鶴医療センター併設のデイケアセンターで精神保健福祉士として働いています。専任スタッフとしては私のほかの心理療法士・看護師・作業療法士が各１名ずつ配置されています。北部にありますデイケアセンターが数少ないということ、地理的に隣接する福井県が近いということもあり、年齢・疾患名・地域を越え様々な方が利用されています。現在、当デイケアセンターで 50 名登録されている方がおり、一日平均にして 25 名の利用者が通所されています。女性の登録者は 6 名と少なく、毎日のプログラムを男性主体で行なっています。プログラムは午前中をスポーツ（バレーボール、バドミントンなど）午後からは集団精神療法・園芸療法・料理・創作活動など曜日ごとに決められています。プログラム毎や週代わりでスタッフがリーダーを受け持っています。時には苦手な作業が回ってくることもあり、スタッフが利用者に助けてもらいながら行うということも少なくありません（私は料理の得意な利用者にとても助けられています)。

どのデイケアセンターでも同様の悩み・課題があると思いますが、当デイケアセンターでも就労支援を進め、社会生活・地域生活への移行を目指す利用者（特に若年層)、症状・生活の安定のため居場所を必要とし、また通所自体が目的となっている利用者（主に中高年層）と対象者が二層化してきております。そこに障害の多様化が加わり、大きな今後の課題となっています。それぞれに対応したプログラムの提供を・・・と考えるとある程度対象者を限る必要が出てきます。しかし、退院後に独居となり、作業所等の就労も難しく、自宅に引き篭もりがちになる人の居場所としての役割も必要とされています。二つの矛盾した思いの中で、どういったことができるのか試行錯誤する毎日です。

精神保健福祉士として、5 年目が過ぎようとしていますが、援助・関わりの難しさを感じることばかりです。当事者主体・生活者としての視点を持ってと思っていますが、気が付くと社会資源の活用ではなく社会資源という枠にはめるだけで、利用者が何を求め、どういった生活を望むのか一緒に考えることが出来ていないと反省させられることが多くあります。そんなことに気付かしてくれるのはいつも利用者との会話の中、他スタッフとの意見交換の中です。押し付けない・自己満足に陥らない・やり過ぎない援助を目指し、何が出来るのか葛藤していきたいと思っています。

【京都精神保健福祉士協会 2008 年度第 6 回役員会概要報告】

開　催　日：2009 年 2 月 14 日(土)　13：30～18：30
場　　所：高木神経科医院 302 号室
出　　席：小野・亀海・熊取谷・斉藤・佐藤・月川・中瀬・西村・姫野・前田・物
事務局委員：賀来・山本
進　　行：物
書　　紀：賀来・山本
報告書作成：物

Ⅰ．各部･委員会の活動状況

1．研究研修部
（1）例会
○2 月例会(1 月 31 日)報告　：　医療観察法学習会担当
テーマ：「何度でも学びます～医療観察法～」　講　師：大杉光子弁護士(こもれび法律事務所)　会　場：京都府職員福利厚生センター　第 1 研修室
参加者 30 名（会員 27 名、非会員 3 名）
わかりやすいパワーポイント、講師の説明、担当していた A さんが・・という切り口など好評であった。準備作業でわかっていくプロセスをメンバーで共有でき、また例会で参加者とも共有することができた。準備の遅れや、会場の整備の反省点などが報告された。
○3 月例会(3 月 6 日(金)18:30)予定　：　倫理について考える委員会担当
テーマ：「当事者からの告発が投げかけたもの～Y 問題が一般化するまで」
講　師：小出保廣氏（堺市こころの健康センター・元日本精神保健福祉士協会常任理事）
会　場：こどもみらい館　研修室（定員 48 名）
○10 月例会　：　総括し、会員の皆さんには総会で報告、例会報告は 70 号通信に掲載することとなった。
（2）初任者研修：アンケート、報告書を作成中、1 月に予定していた振り返りが実施できず、現在日程調整中であるとの報告がされた。
（3）専門委員会
○権利擁護委員会：「京都市障害者・高齢者権利擁護ネットワーク連絡会」1 月 19 日開催　保田美幸さん出席
「高齢者・障害者ケース検討会」2 月 18 日開催、委員 2 名が出席予定。会議の報告書が提

出され、役員会のみでなく会員に配信し共有したい、すべきとの意見がある　→委員会内で会員にわかりやすい報告書を作成する必要がある。その上で配信することとなった。

○倫理について考える委員会：3 月例会準備中である。倫理について考えるための冊子について、発行の相談がされたが現状では承諾しがたいといった声があがり決定は次回役員会でとし、作成のきっかけとなった倫理問題継承の課題についても検討することとなった。

○実習検討委員会：「精神保健福祉士養成検討会中間報告」メール配信する

○障害者自立支援法委員会：京都市・京都府へ提出した要望書の回答についての懇談会がもたれる予定

○心神喪失者等医療観察法学習会：1 月 7 日、22 日、23 日（講師との打ち合わせ）、28 日と例会準備、31 日例会を企画運営した。2 月 4 日、続けていくことの大切さや今回の例会で得たものなどを共有し、今後に向けての相談を行った。

2．通信情報部

○通信：69 号の準備中である。

○ホームページ：新たなサーバーで準備中である。あいさつ文の見直しが検討された。

○ファーストサーバーへの移行手続きについて：移行手続きが予定よりも遅れたが、ビッグローブの解約手続きを終え、ドメイン管理がファーストサーバーへ移行した。現在、ファーストサーバーの機能が利用できるよう設定中、担当委員から事務局長へ実際の配信方法について説明がある予定。

3．組織運営部：組織検討委員会として活動

Ⅱ．対外関係

「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会」権利擁護委員会　保田美幸さん出席
開催日）1 月 19 日(月)14:00～15:30　　場所）ルビノ京都堀川
→　権利擁護委員会で本ネットワークの説明とともにいずれ報告していただく

「第 1 回京都府医療観察制度運営連絡協議会」　会長　中瀬慶子出席
開催日）1 月 26 日（月）15:00～17:00　　場所）京都保護観察所
→　関係機関に向けての状況報告会

「障害者権利条約の批准を求める京都フォーラム（仮称）開催　第 1 回実行委員会」佐藤純出席
開催日）2 月 12 日（木）10:00～12:00　　場所）京都ひと・まち交流館
→経過およびフォーラムの原案などが報告され、3 月下旬にフォーラムが開催されるなどの今後の予定が案内された。

「一般社団法人京都精神保健福祉協会」第 1 回総会（2 月 15 日）に会長出席予定

「京都市障害区分認定審査員」の精神保健福祉士の人選について、京都市より依頼を受け調整した。

Ⅲ．日本精神保健福祉士協会京都府支部関連

・京都府支部から京都協会役員に、支部担当の役員枠をもうけてほしいとの希望があがっている。

・情報提供：日本協会本部から都道府県支部へ
「精神保健福祉士の配置促進に係るローカルアクションプラン」の実施について、要請。

Ⅳ．事務局ほか
○事務局：選挙告示に向けて封筒、宛名ラベル等の準備、次期事務局への引継ぎ作業準備を始めつつある。入会案内、入会申込書の見直しについて検討　→組織運営部に依頼した。
○会計：いまだに多くの会費未払い者があるとの報告がされた。

Ⅴ．今年度の取り組みについて
○労働実態調査について：　概要の提出を受けた、3 月中旬に報告書の提出を受ける予定。
○研修のあり方委員会：進展なし、委員会の日程調整中。
○組織検討委員会：
「懲戒処分規則フローチャート案」三役会で修正があったと報告された。
「新組織体制案」への意見を受けての回答および報告をメール配信し、通信郵送者には 69 号とともに郵送すること、メールでの報告文について、新体制について了解したとのメールが 1 通あったと報告された。
「事務局設置および事務局体制のお願い」を次期事務局候補機関へ送付したことが報告され、引継ぎ等を検討中であるとの報告がされた。

Ⅵ．その他
１．選挙について
○「役員選出規則」について現状と一致していない箇所の指摘がされた　→改正する。
○「選挙管理委員会」：長岡病院
柏木直子さん（アスロード）、辻井扶弓さん(長岡病院)、内藤裕美さん（西山病院）
作業：告示（封筒の準備、文書作成、郵送）の準備中、今後の予定の確認がされた。
２．次期役員・体制について
協力関係にある京都府支部の担当を設けることとなった。
各部・委員会から現状と次期への見通しについて報告され、次期役員体制について、また、万が一役員候補者が定数に満たないときは、その体制に応じた運営とならざるを得ないだろうといった意見交換がされた。

Ⅵ.総会について
テーマ、講師について検討し、候補者を人選した。開催日、会場については仮押さえをしている状況。
当日のタイムスケジュールは昨年と同様に進める予定、10:30～12:30 京都協会総会、12:30～13:30 京都府支部総会、14:00～17:00 記念講演会

●その他：選挙、倫理委員会の開催、総会への準備などの今後の予定が確認された。
次回役員会は、3 月 14 日（土）

【事務局からのお知らせ】

会員の動向

［所属変更］

山口　敏男さん　　京都市西部精神障害者地域生活支援センター　西京
(旧所属　今井診療所)

［退会］

三島　豊子さん

2009 年度 3 月 4 日現在　会員数 315 名

■ 変更届ご提出のお願い

所属先、連絡などのご提出いただいている内容に変更のある方は、変更届（会員名簿に用紙が添付されています）を事務局にご提出ください。4 月下旬には総会議案書の郵送が控えています、どうぞご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

■ 退会について

退会を希望されている方は、総会までに退会願（会員名簿に用紙が添付されています）をご提出いただきますようお願いいたします。総会をむかえてしまいますと、2009 年度の会費を納めていただくことになりますので、お気を付けください。

■ 郵送負担料の変更について

通信を郵送でお送りしている方には郵送負担料をご負担いただいております。通信発行にあわせると送料が実費超過しているのが現状です。その為、次年度より郵送負担料を 500 円から 1000 円に変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局移転のお知らせ

2009年4月1日から、事務局が「宇治おうばく病院内」に移ります。

４月１日から、宇治おうばく病院内に事務局をおかせていただくことになりました。
事務局の運営は、地域支援部に所属する当協会会員の皆さんが担当してくださいます。

住所　　〒611-0011 宇治市五ケ庄三番割32-1　宇治おうばく病院内
電話　　０７７４−３２−８３９９（直）　　FAX　　０７７４−３２−８３９９（直）

長岡記念財団の皆さま、２年間たいへんお世話になりました。そして、事務局を担当してくださった、瀧井さん、賀来さん、山本さん、本当にありがとうございました。

ほっとひと息コーナーVOL.9
講演会に関する書籍

『かかわりの途上で～こころの伴走者、PSW が綴る 19 のショートストーリー』
相川章子・田村綾子・廣江仁　著　　へるす出版新書　1260 円

＊著者のおひとりである田村綾子氏を 2009 年度総会記念講演の講師にお招きします。

みなさんは自分の職業をどんなふうに紹介していますか？「精神保健福祉士」「ソーシャルワーカー」「PSW」「相談員」・・・呼び方もさまざまあります。また、「それって簡単にいうと何をする人？」と問われて説明することはなかなか容易ではありません。

わたしたちのしごとは、本書にもあるように、ふりかえってみると「話しを聴く」とか「一緒に手作業やスポーツをする」とか「買い物や散歩に同行する」「アパートを探す」「掃除をする」といった誰にでもやれそうなことです。面接や訪問、電話相談となると少しは専門職らしく見えるでしょうがそれだって医師や臨床心理士とちがう専門性をはっきり理解してもらうのはたやすいことではありません。わたし自身、就職したばかりの頃は前任者のいない職場の中で、どんな役割を担っていけばいいのか悩み、他職種に何をする職種だといって理解してもらうのか、自身のソーシャルワーカーとしての未熟さも手伝って、たいそう悩んでいました。そして、国家資格が議論されていく中で、社会福祉職の専門性、つまり「何がちがうのか」について深く考えさせられてきました。

わたしたちは、誰にでもやれそうなこと、つまり行動や動作としては同じことをしていながら、その信念に「ワーカーらしさ」を持たなければならないと考え、努力しています。そしてまさにこの「ワーカーらしさ」というのが専門性なのだと思います。

そんな「らしさ」を目に見えやすく表現しようとしたのがこの 19 編からなる物語風エッセイです。かかわる側のソーシャルワーカーを主人公にしてその実際のかかわりがあらわされており、ソーシャルワーカーは何をする人か、何を考えている職業なのかを、世間の人や新人のワーカーに向けて知ってもらうことをねらいとして執筆されたそうです。しかし、新人だけでなくすでに「古いワーカー」になりつつある私にとっても、読み応えがあり感銘を受ける内容でした。クライエントに寄り添い、ともに悩み、励ましたり喜びあう主人公ソーシャルワーカーに、たくさん共感し、ときにはそんなふうにがんばれてない自身をちょっと反省しながら、わたしたちが大切にしている視点や価値をあらためて考えさせてくれる 1 冊です。手に取りやすい新書版です。ぜひお気軽にお読みください。

（西村睦美　川越病院）

【編集後記】

だんだんとあたたかな日差しを感じるようになってきました。この分だと桜の季節もあっという間のようです。年度末の最後の通信を担当しながら、また春が巡ってくる･･･そんな時間の移り変わりを感じることができました。1 年間お疲れ様でした。（黒岩）

今年度最終の通信を担当しました。来年度もよりよい機関誌になればと思います。（西村伸）